

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成27年 9月25日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 2015年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事
- (2) 仕 様 仕様書・設計図による
- (3) 工事期間 平成27年10月19日（予定）までに着手し、平成28年2月28日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 札幌市中央区南10条西14丁目 札幌公共職業安定所
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管工事」または「電気工事」でB～C等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金
 - ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。
- (9) 現場に専任の主任技術者を配置することが可能であること。（他の現場と兼務不可）

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

平成27年10月13日 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(4) 開札の日時及び場所

平成27年10月13日 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム (GEPS) の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3. (3) の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」(様式4) を PDF 形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出 (登録) は上記3. (4) の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式を希望する場合は、上記3. (3) までに「入札参加資格確認申請・証明書」(様式3)、「保険料納付に係る申立書」(様式4)、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」(様式5) を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事
- (2) 仕 様 別添仕様書および設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から7日以内に着手し、平成28年2月28日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 札幌市中央区南10条西14丁目 札幌公共職業安定所
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管工事」または「電気工事」でB～C等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。
- (9) 現場に専任の主任技術者を配置することが可能であること。（他の現場と兼務不可）

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、紙入札（下記（２）参照）により参加することができる。

（１）電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

平成27年10月9日（金）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

平成27年10月13日（火）午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（２）紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、**様式4**「保険料納付に係る申出書」、**様式5**「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を、平成27年10月9日（金）午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

平成27年10月13日（火）午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-709-2311（内線 3522・3579）FAX011-700-3179
--

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「平成27年10月13日開札 2015年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成27年10月13日開札 2015年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を

含む) をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成27年10月13日(火) 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を(1)の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修 (機械設備その他) 工事

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札
します。

入札くじ番号

--	--	--

平成 年 月 日

住 所
(入札者)

氏 名



住 所
(代理人)

氏 名



支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

注 1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。

注 2. 金額の前に「¥」記号を付すること。

注 3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

平成 年 月 日

委 任 状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事

入札参加資格確認申請・証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調達案件名称 | 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事 |
| 2 開 札 日 | 平成 27 年 10 月 13 日（火） |
| 3 履 行 期 限 | 平成 28 年 2 月 28 日（日） |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書（写）
保険料納付にかかる申立書（様式 4）
電子入札案件の紙入札方式での参加について（様式 5） |

（入札者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	⑩

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事

2 紙入札方式で参加をする理由

- ☐ 利用登録の申請をしていないため
- ☐ 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- ☐ 経費等のため
- ☐ その他（)

仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事
- (2) 工事場所 札幌市中央区南 10 条西 14 丁目
- (3) 履行期限 平成 27 年 10 月 19 日（予定）までに着手し、平成 28 年 2 月 28 日までに竣工すること
- (4) 詳細仕様 設計図のとおり

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督職員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第 6 条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

また、再委託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再委託者と約定しなければならない。

なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

- (8) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は認めない。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。
- (12) 毎月 1 回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を受けるものとする。

3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・落札後すみやかに
- (4) 公共工事履行保証証券・・・落札後、契約締結までに
- (5) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (6) 各承諾図・・・各機器類を発注する前
- (7) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (8) 工事完了届・・・工事完了後速やかに
- (9) 完成図書・保全の手引き・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 27・28 年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「管工事」または「電気工事」で B～C 等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（か

し担保特約2年付き)を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の10分の1以上としなければならない。

(9)現場に専任の主任技術者を配置することが可能であること。(他の現場と兼務不可)

5 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：福島 TEL011-700-5451 (直通)

2015年度 札幌職安冷暖房設備改修 (機械設備その他)工事

平成27年度
北海道労働局総務部

--	--	--	--	--	--

図 面 目 録						工 事 概 要			
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	工種	工事内容		
M-00	図面目録 工事概要	NON				＜機械設備＞	1．冷暖房設備の更新 ・既存機器及び冷媒配管等の撤去工事 ・ガスヒートポンプエアコンの新設 ・上記に伴う天井改修工事 ・上記に伴う電源盤改造及び配線工事 2．その他工事 ・3階庶務課電灯増設工事		
M-01	機械設備 仕様書	NON							
M-02	案内図・配置図・雨水管盛替え工事	1/300							
M-03	機器表（更新）・詳細図	NON							
M-04	室外機置場詳細図・電源盤改造図・3階電灯平面図	1/50, 1/100							
M-05	リモコン配線系統図（改修後）	NON							
M-06	冷暖房機器（改修後）1階平面図	1/100							
M-07	冷暖房機器（改修後）2階平面図	1/100							
M-08	冷暖房機器（改修後）3階平面図	1/100							
M-09	冷媒・ドレン配管（改修後）1階平面図	1/100							
M-10	冷媒・ドレン配管（改修後）2階平面図	1/100							
M-11	冷媒・ドレン配管（改修後）3階平面図	1/100							
M-12	電源・リモコン配線（改修後）1階平面図	1/100							
M-13	電源・リモコン配線（改修後）2階平面図	1/100							
M-14	電源・リモコン配線（改修後）3階平面図	1/100							
M-15	1階（改修後）天井伏図	1/100							
M-16	2階（改修後）天井伏図	1/100							
M-17	3階（改修後）天井伏図	1/100							
M-18	冷暖房機器（改修前）1階平面図	1/100							
M-19	冷暖房機器（改修前）2階平面図	1/100							
M-20	冷暖房機器（改修前）3階平面図	1/100							
M-21	冷暖房機器（改修前）PH階平面図	1/100							
M-22	冷媒・ドレン配管（改修前）1階平面図	1/100							
M-23	冷媒・ドレン配管（改修前）2階平面図	1/100							
M-24	冷媒・ドレン配管（改修前）3、PH階平面図	1/100							
M-25	電源・リモコン配線（改修前）1階平面図	1/100							
M-26	電源・リモコン配線（改修前）2階平面図	1/100							
M-27	電源・リモコン配線（改修前）3、PH階平面図	1/100							
M-28	1階（改修前）天井伏図	1/100							
M-29	2階（改修前）天井伏図	1/100							
M-30	3階（改修前）天井伏図	1/100							
特記							札幌職安15冷暖房設備改修工事		
							図面目録、工事概要	M-00	
							北海道労働局総務部		

2015年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事 仕様書

I 工事概要

1 工事場所 札幌市中央区南10条西14丁目1428-1

2 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎（改修）	RC造	3階建	2,469.08	15項	既存

3 工事種目（○印の付いたものを適用する。）

建物別及び層外	工事種別			
工事種目	庁舎		屋外	備考
・空調設備				
○冷暖房設備	改修 一式			建築・電気工事含む
・換気設備				
・排煙設備				
・自動制御設備				
・衛生器具設備				
・給水設備	一式			
○排水設備				エアコン用ドレン
・給湯設備				
・消火設備				
・厨房設備				
・ガス設備			一式	
・浄化槽設備				

4 指定部分 ○ 無
・有（対象部分：図示）
工期：平成 年 月 日

5 設備概要（○印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空調機方式等	・空調機 ・ダクト方式（ ・中央 ・各階ユニット） ・ファンコイルユニット ・ダクト併用方式 ○パッケージエアコン（GHP） ・パッケージエアコン（EHP）
主要熱源機器	・鋳鉄製ボイラー ・鋼製ボイラー（ ・立形 ・炉筒煙管形） ・真空式温水発生機 ・温風暖房機 ・チリングユニット ・吸収冷凍機 ・直だし吸収冷凍水機 ・小形吸収冷凍水機ユニット ・パッケージ形冷熱ヒートポンプ ○ガスヒートポンプ
排煙設備	・建築基準法 ・消防法
自動制御方式	○電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水方式	・上水 ・井水 ・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・分流式 ・合流式） ポンプ排水 ・有（ ・汚物 ・雑排水 ・湧水） ・無 建物外放流先 （1）汚水 ・直放流下水管 ・浄化槽 （2）雑排水 ・直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備（ ・1号 ・2号） ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備 ・粉末消火設備 ・遠給送水管設備 ・遠給放水設備
ガスの種類	○都市ガス（種別：13A 発熱量： 45 MJ/ m ³ (N)) ・液化石油ガス 供給事業者名 滝川ガス

II 工事仕様

1 共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
（改修工事は●印による。）
国土交通省大臣官庁官庁官廳部監修の
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）（以下、「標準仕様書」という。）
※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官庁官庁官廳部設備・環境課監修の
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成25年版）（以下、「標準図」という。）
2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（ ）図／建築工事の工事仕様書は（ ）図による。

2 特記仕様

1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は●印を適用する。

章	項目	特記事項				
①	機材等	（1）本工事に使用する機材等のうち表－1に示す設備機材等の製造業者等は、次の1）から7）の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 7）システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 （2）化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1） から5 ）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、WDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 5）上記1）、3 ）及び4 ）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを行い、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。				
		<table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量 規制対象外</th><th>該当する建築材料</th></tr><tr><td>○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の7第4項による 国土交通大臣認定品 ○ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td><td>○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ○ 建築基準法施行令第20条の7第3項による 国土交通大臣認定品 ○ 旧JISのE○規格品 ○ 旧JASのF c○規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量 規制対象外	該当する建築材料	○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の7第4項による 国土交通大臣認定品 ○ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ○ 建築基準法施行令第20条の7第3項による 国土交通大臣認定品 ○ 旧JISのE○規格品 ○ 旧JASのF c○規格品
ホルムアルデヒドの放散量 規制対象外	該当する建築材料					
○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の7第4項による 国土交通大臣認定品 ○ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	○ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ○ 建築基準法施行令第20条の7第3項による 国土交通大臣認定品 ○ 旧JISのE○規格品 ○ 旧JASのF c○規格品					
2	室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はバツピン型採取機器により行う。 測定時期 ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 測定対象室 ・ 図示 測定箇所数 ・ 図示				
③	機材の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書」に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。				
4	電気保安技術者	電気保安技術者 ※適用する 北海道開発局官営工事事業用電気工作物保安規程 ※適用する				
⑤	技能士の適用	○配管施工（配管工事） ○冷凍空調和機器施工（チリングユニット、パッケージ型空調和機の据付け及び整備） ○熱絶縁施工（保温工事） ・建築板金（ダクト製作及び取付け）				
⑥	工事用仮設備	構内につくことが（ ・できる ○できない）				
⑦	監督職員事務所等	○設けない ・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。） （ ・構内に新設する ・既存建物の一部を使用する）				
8	施工調査	※改修標準仕様書による ・次の事前調査を行う 調査項目（ ・石綿含有品 ・ ） 調査範囲（ ・図示による ・撤去範囲 ） 調査方法（ ・図示による ・目視による ）				

9 工事用電力その他

10 建設発生土の処理

11 管周囲の保護砂及び埋戻土

12 砂利地業

⑬ 発生材の処理等

⑭ 器材の承諾図

⑮ 完成時の提出図書

17 仮設間仕切り等

⑮ 養生

⑮ 撤去時の補修及び復旧

20 支持金物等の撤去

21 工事写真

22 容量等の表示

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。

○構外搬出適切処理 距離（ 約 ） Km
受入施設名（ 角山開発 ）
・構内指定場所に敷き均し
・構内指定場所にたい積
・構外指定場所に処分（ ）
受入施設名（ ）
受入場所及び距離（ （ ） km）
仮置場所（ ）
管周囲の保護 ※山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土）
埋戻し土・盛土 ※掘削土の良質土 ・山砂の類
※再生クラッシュラン ・切込み砂利及び切込み砕石
・引渡を要するもの（ ーただし、保温材は取外す）
（ ）
・再生資源化を図るもの（A－2図による）
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（ Km） / 有料・無料
・アスファルト・コンクリート塊
・コンクリート塊
・塩ビライニング鋼管
・塩ビ管
○産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（ Km） / 有料・無料
○保温材
角山開発 km 有料
○プラスチック類
角山開発 km 有料
○金属類
鈴木商会 km 有料
・特別管理産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（ Km） / 有料・無料
○引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を（○含む ・別途とする ・建築工事とする）
※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。
原因、製本及びデーター等の提出部数は下記による。
「完成図等一覧表」

N○	名 称	提出形式	部 数
①	原図 (A1)		1 部
②			
③	①の縮小原図 (A3)	バラ	
④	③の縮小複写	2ツ折書き製本 [注] (1)	2 部
⑤	①のCADデーター	電子媒体 CAD形式はDWG、DXF、PDFとする。	1 部

【注】（1）：表紙と書き真面に工事名を記載する。
※保全に関する資料（提出部数 ※各1部 ・ 部）
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。
・関係請負者の位置する足場、さん様の類は、無償で使用できる。
○本工事で設置する。
内部足場種別
※（A、B、C、D） ・E（ ） ・F（ ）
外部足場種別
※（C、D） ・A（ ） ・B（ ） ・E（ ）
仮設間仕切り種別
・A ・B ※C
既存部分の養生
※ビニルシートクッション材、合板
固定された備品・机・ロッカー等の移動
・行う（図示） ○行わない
壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去時
○取付ボルト孔の補修
○見掛けり部分はモルタル穴埋め補修を行う
○隅べい部分の補修はしない
○壁面・天井面の変色等の補修
○補修を行う（ ）
・補修を行わない
・床の補修
・補修を行う（ ・ただし、仕上は建築工事とする）
・補修は行わない
○外壁貫通部の補修
○補修を行う（ ○本工事とする）
ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事に撤去する。
国土交通省大臣官庁官庁官廳部監修の官営工事電子納品要領（平成24年度版）による。
（1）機器類の能力、容量等は、原則として表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

23 多用途所の範囲

24 室名表示

25 電線管

26 電線

27 耐震措置

28 地中埋設機及び埋設表示用テープ

29 塗装

30 はつり及び穴開け

31 あと施工アンカーの確認試験

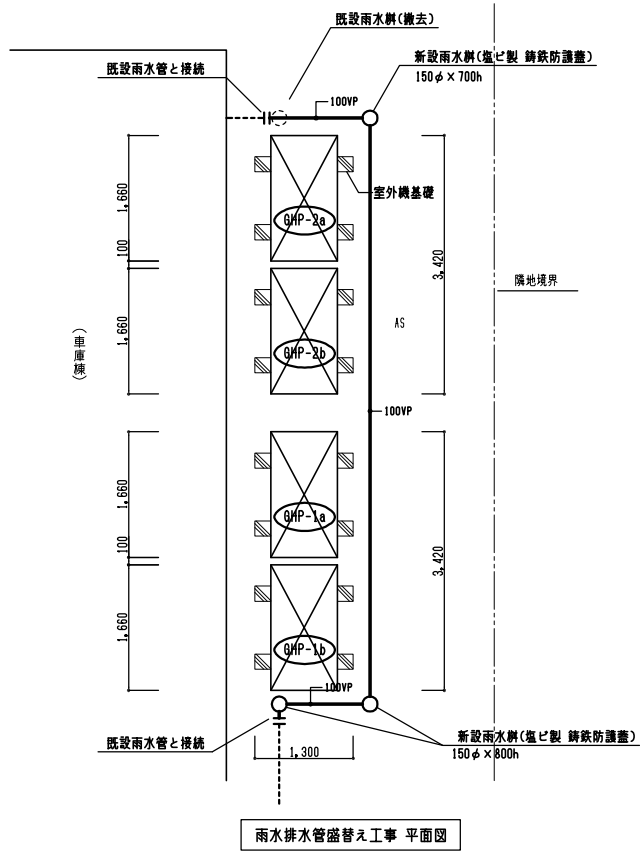
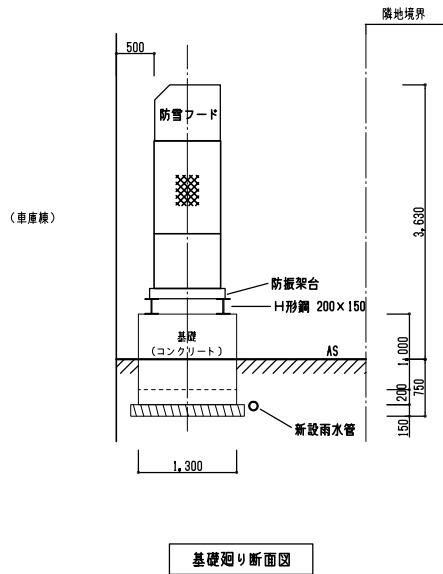
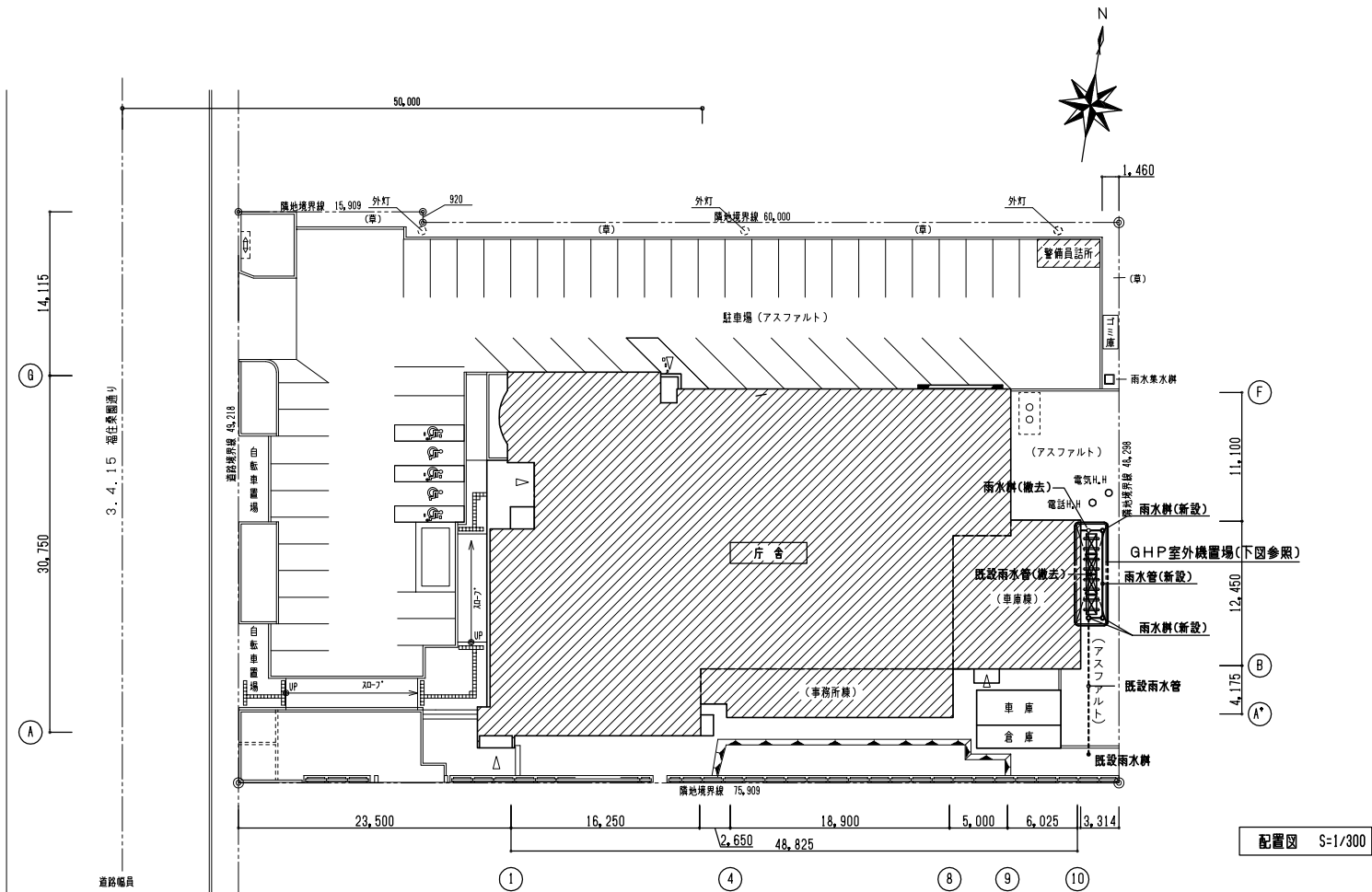
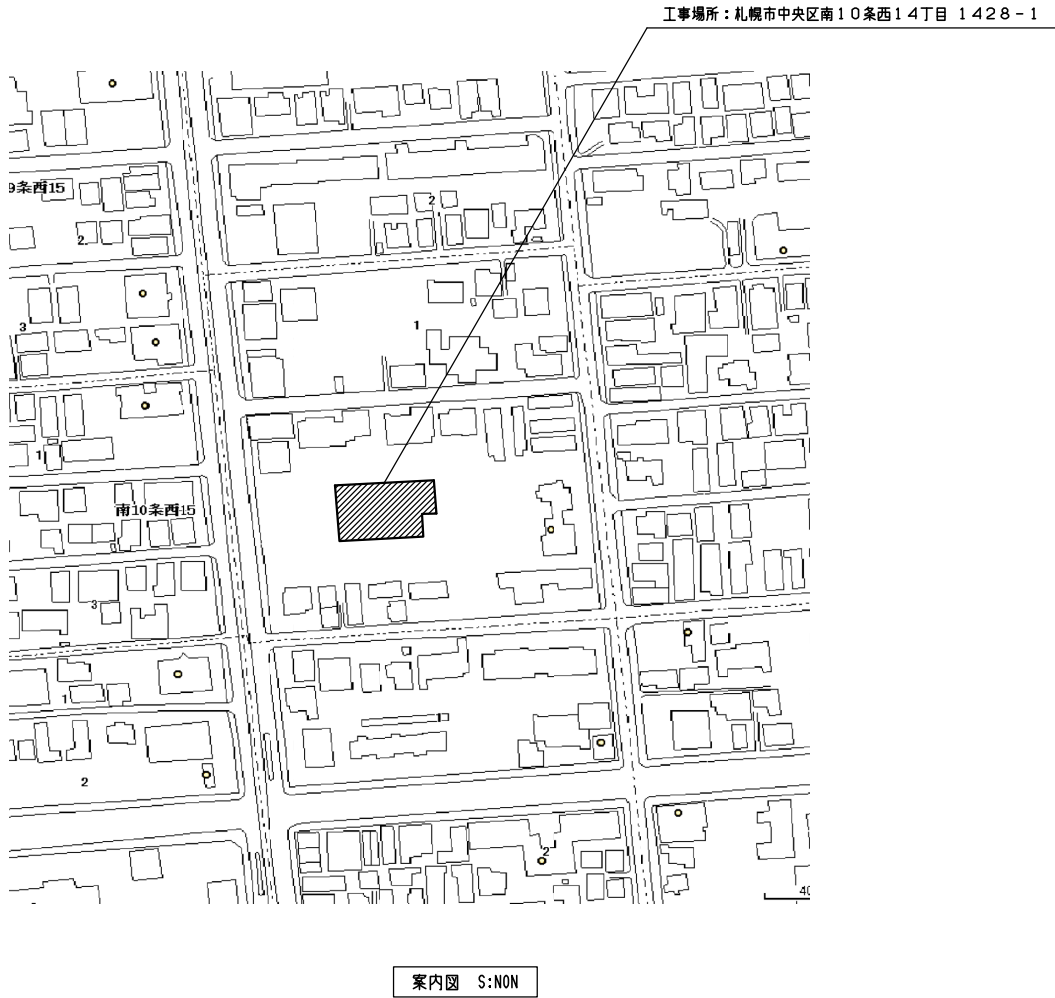
32 配管接続部検査

33 配管

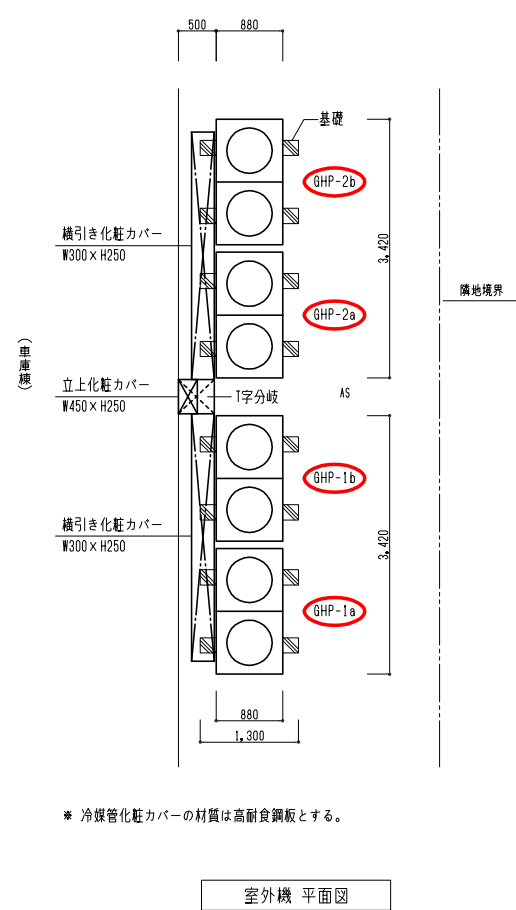
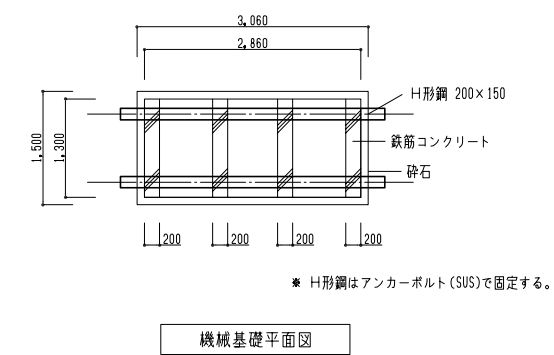
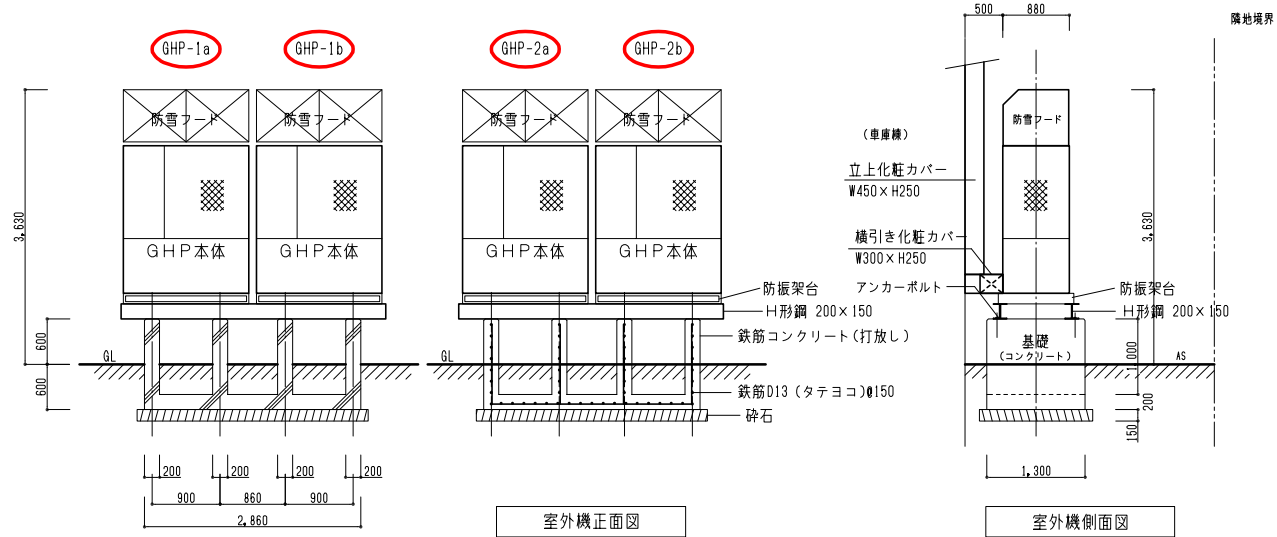
34 施工条件・施工時間等

※厨房（天井内は含まない。）、浴室、シャワー室
室名に（ ）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。
屋内（露出部） ※薄鋼電線管 ・同一外径ねじなし電線管
屋内（隠ぺい部） ※合成樹脂製可とう電線管（PF管（単層管））
地中埋設部 ※炭付硬質合成樹脂管（FEP） ・ポリエチレン被覆電線管
・厚鋼電線管（防食ビニルテープを施したもの）
可とう電線管 ※金属製可とう電線管
特記なき電線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（IE ）とする。
ただし、自動制御設備は当該設備項目による。
機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修2005年版）による。
（1）機器の据付け及び取付け
1）設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効重量）に、地補係数（＝1.0とする）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
建築設備機器（水櫃類を除く）の設計用標準水平震度
設置場所 耐震安全性の分類
・特定の施設 ○一般の施設
重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
上層階、屋上及び塔屋 2.0（2.0） 1.5（2.0） 1.5（2.0） 1.0（1.5）
中 間 階 1.5（1.5） 1.0（1.5） 1.0（1.5） 0.6（1.0）
1階及び地下階 1.0（1.0） 0.6（1.0） 0.6（1.0） 0.4（0.6）
（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
重要機器は、下記に示すものとする。
〔GHP室外機〕
水櫃類の設計用標準水平震度
設置場所 耐震安全性の分類
・特定の施設 ・一般の施設
重要水櫃 一般水櫃 重要水櫃 一般水櫃
上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0
中 間 階 1.5 1.0 1.0 0.6
1階及び地下階 1.5 1.0 1.0 0.6
重要水櫃とは（ ）
2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とした値とする。
3）100kg以下の軽量な機器（重要機器を除く）においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記基準の方法によらなくてもよい。
4）上層階の定義は、次のとおりとする。
〔2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3層、13階建以上の場合は上層4階〕
地中埋設機及び埋設表示用テープは、下記による。
地中埋設機 埋設表示用テープ
給水配管 ・要 ・不要 ※要 ・不要
ガス配管 ・要 ・不要 ※要 ・不要
油配管 ・要 ・不要 ※要 ・不要
要の場合、地中埋設機は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。
下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋内露出 ・屋外露出
下記の露出部分の垂れめき面の塗装は行わない
・配管（ ・ ）
・ダクト（ ・ ）
口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む。）より20mm程度大きなものとする。
非破壊検査等による埋設物の調査 ・行う ○行わない
検査方法及び範囲については監督員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
性能確認試験
○行わない ・行う（ ）
施工後確認試験
○行わない ・行う（ ）
非破壊検査は ・適用しない
・適用する（適用範囲）
検査の種類は（ ・放射線透過 ・浸透探傷又は磁粉探傷）検査とする。
採取率は（※標準仕様書第2編 2.5.16,12 ）とする。
（1）建物導入部の変位収収方法は、標準図（建物導入部の変位収収配管要領）による。
（ ・（a） ・（b） ・（c）
（2）異種管接合の場合は、改修標準仕様書第2編2.3.16による。なお、接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。
施工時間
指定工種 施工可能時間帯 備考
騒音・振動を伴う工種 閉庁時（土・日・祝） 原則 8：30～18：00 騒音・振動が伴わない工種を平日 原則 17：00～20：00 平日昼間に行う場合は、監督職員の承諾を受けること
執務者 ○ 有（平日） ・ 無
札幌職安15冷暖房設備改修工事
機械設備 仕様書
北海道労働局総務部

M-01

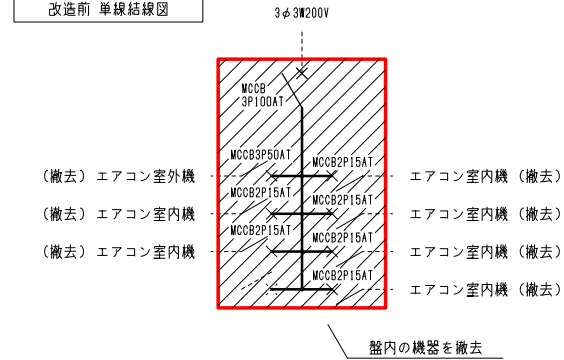


特記					札幌職安15冷暖房設備改修工事	
1. 雨水管の防護蓋はT-8とする。					案内図・配置図・雨水排水盛替え図 S=1/300	M-02
					北海道労働局総務部	

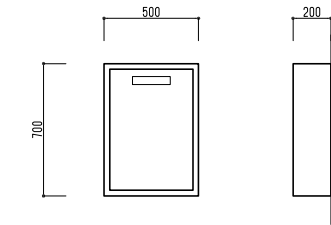


既設クーラー制御盤 改造

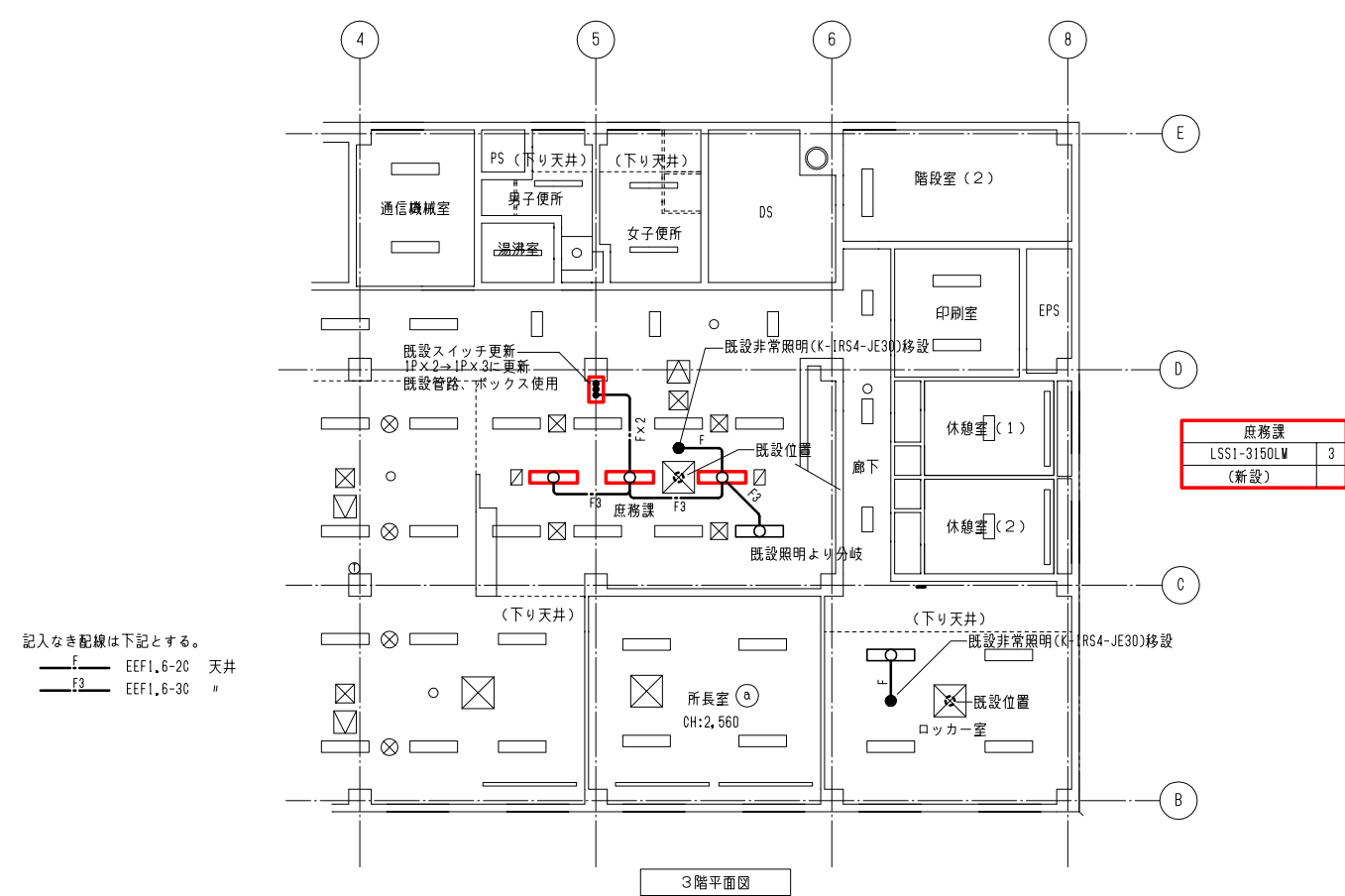
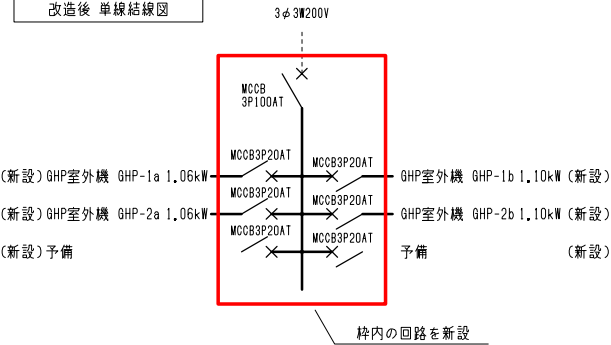
改造前 単線結線図



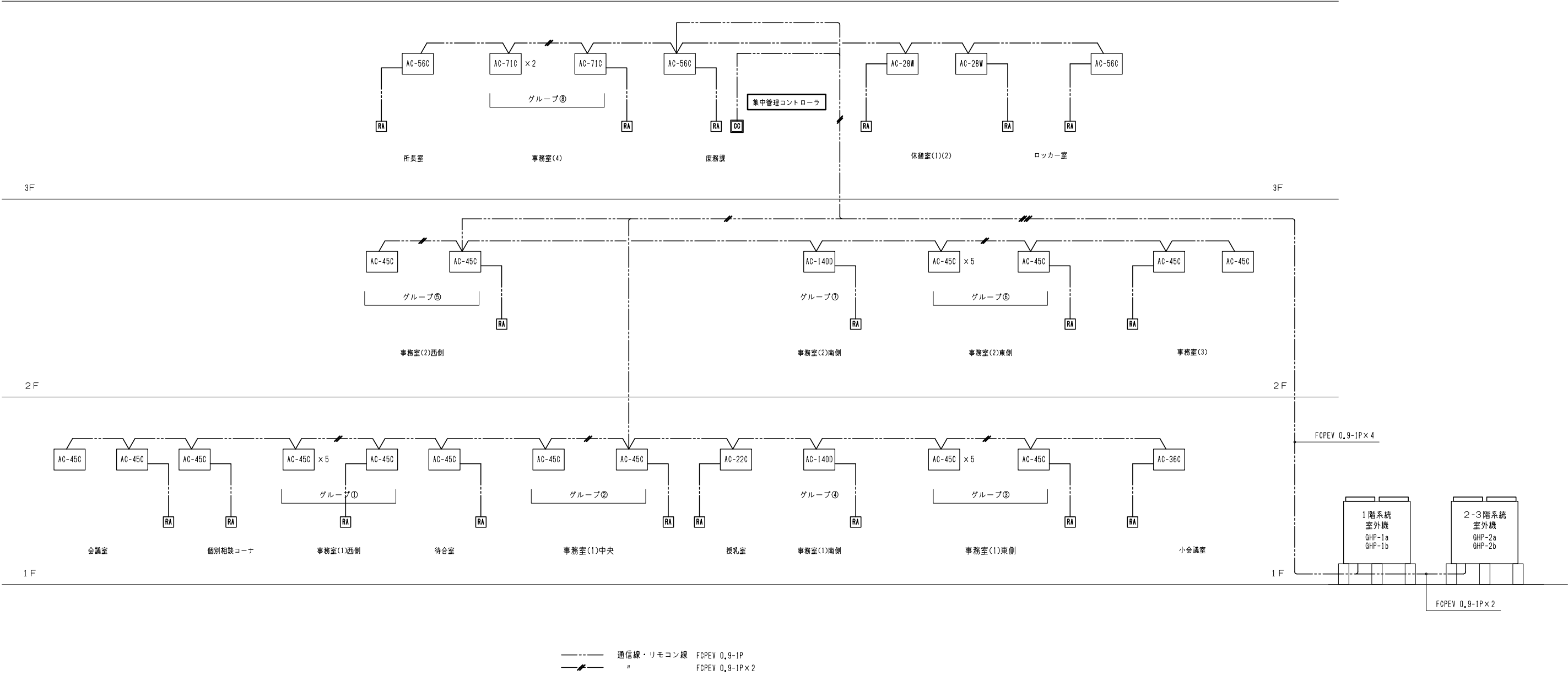
既設盤 外形図 寸法は参考



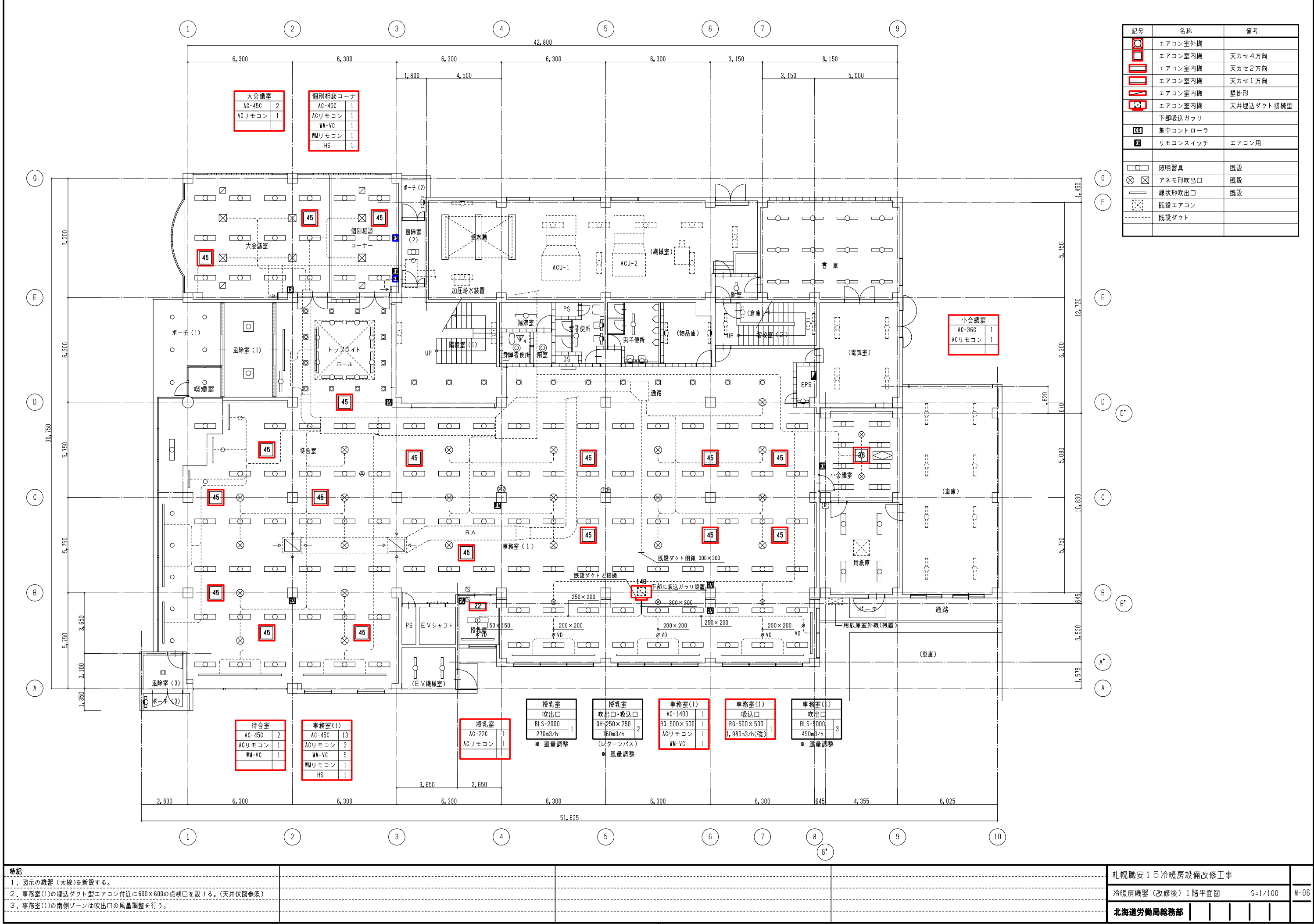
改造後 単線結線図



特記 1. 寸法は概略を示す。 2. H形鋼は防錆塗装を施す。また、アンカーボルト等はSUS製とする。 3. 室外機置場のアスファルト舗装の補修は別途工事とする。						札幌職安15冷暖房設備改修工事				
						室外機置場詳細図・電源盤改造図・3階電灯平面図 図示				
						北海道労働局総務部				
						M-04				



特記						札幌職安15冷暖房設備改修工事					M-05	
							リモコン配線 系統図(更新後) NON					
							北海道労働局総務部					



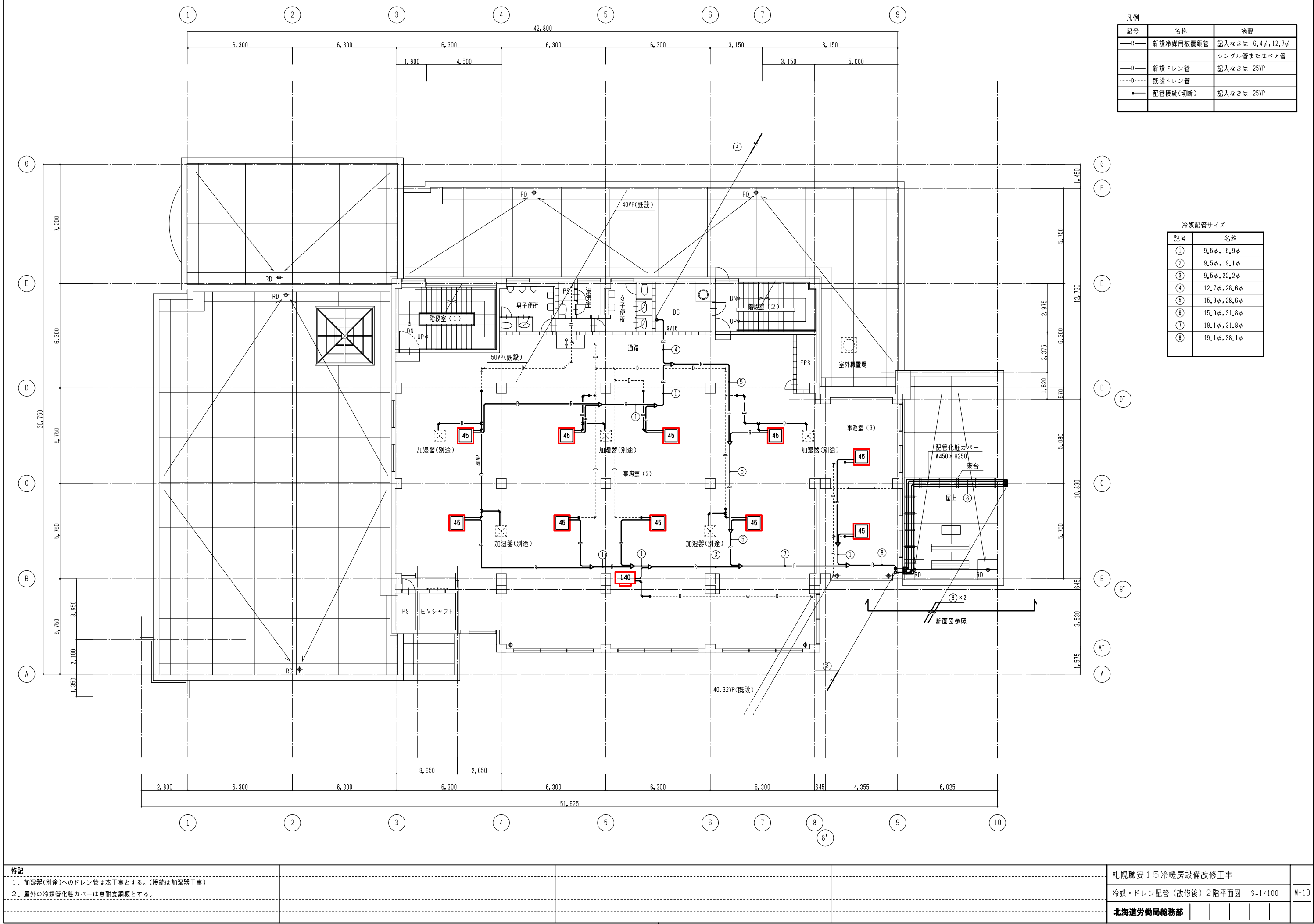
記号	名称	備考
	エアコン室外機	
	エアコン室内機	天カセ4方向
	エアコン室内機	天カセ2方向
	エアコン室内機	天カセ1方向
	エアコン室内機	壁掛形
	エアコン室内機	天井埋込ダクト接続型
	下部吸込ガラリ	
	集中コントローラ	
	リモコンスイッチ	エアコン用
	照明器具	既設
	ファン形吹出口	既設
	線状形吹出口	既設
	既設エアコン	
	既設ダクト	

特記 1. 図示の機器（太線）を新設する。 2. 事務室(1)の埋込ダクト型エアコン付近に600×600の点検口を設ける。（天井伏図参照） 3. 事務室(1)の南側ゾーンは吹出口の風量調整を行う。					札幌職安15冷暖房設備改修工事			
					冷暖房機器（改修後）1階平面図 S=1/100 M-06			
					北海道労働局総務部			



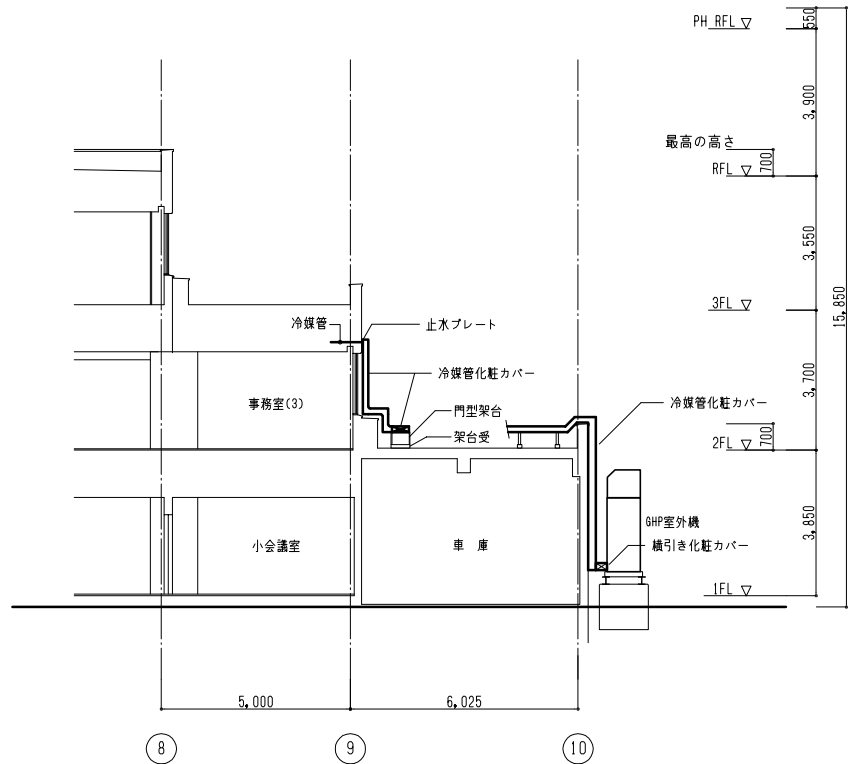
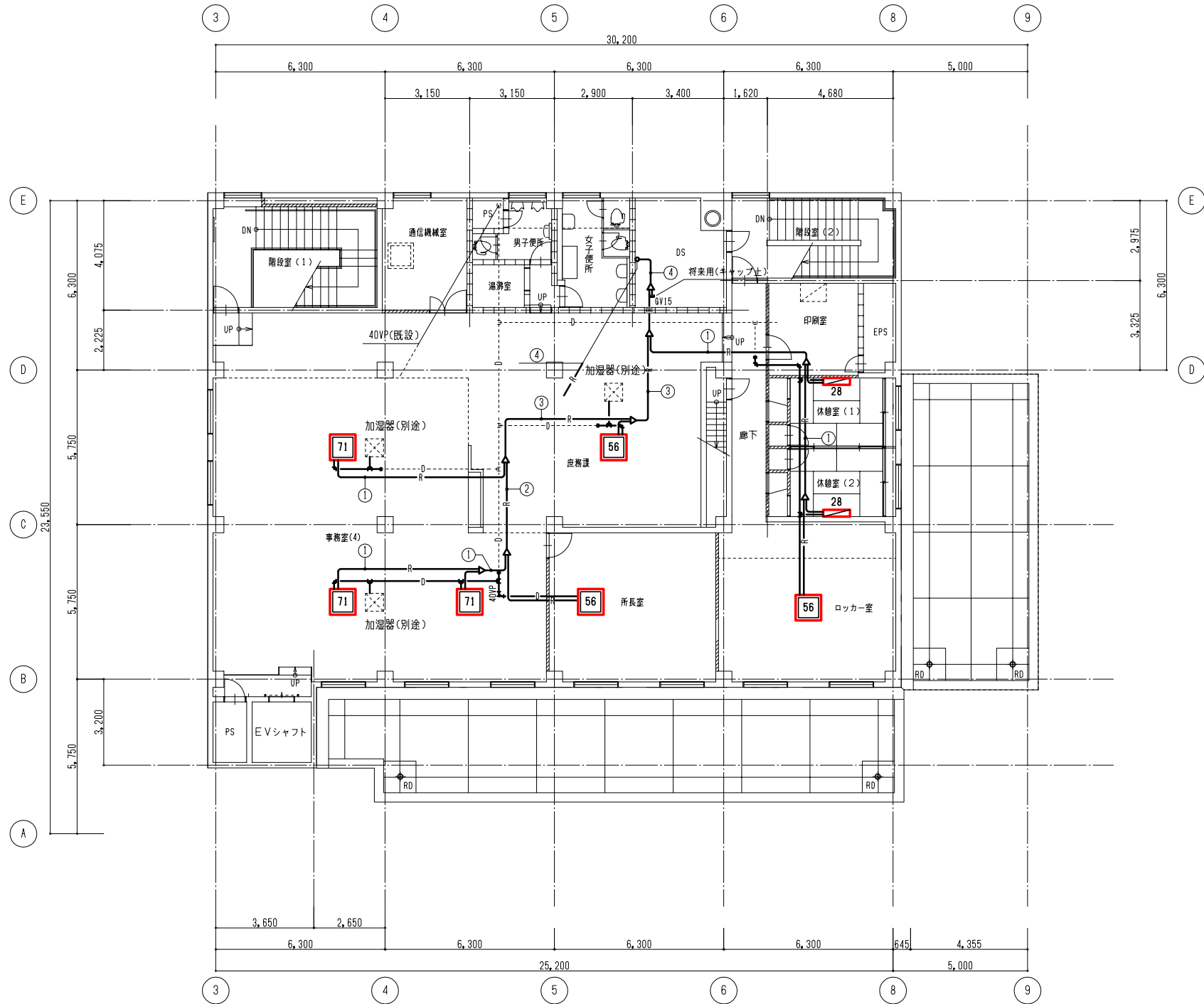
記号	名称	備考
	エアコン室外機	
	エアコン室内機	天カセ4方向
	エアコン室内機	天カセ2方向
	エアコン室内機	天カセ1方向
	エアコン室内機	壁掛形
	エアコン室内機	天井埋込ダクト接続型
	下部吸込ガラリ	
	集中コントローラ	
	リモコンスイッチ	エアコン用
	照明器具	既設
	アネモ形吹出口	既設
	線状形吹出口	既設
	既設エアコン	
	既設ダクト	

特記 1. 図示の機器（太線）を新設する。					札幌職安15冷暖房設備改修工事			
					冷暖房機器（改修後）3階平面図		S=1/100	M-08
					北海道労働局総務部			



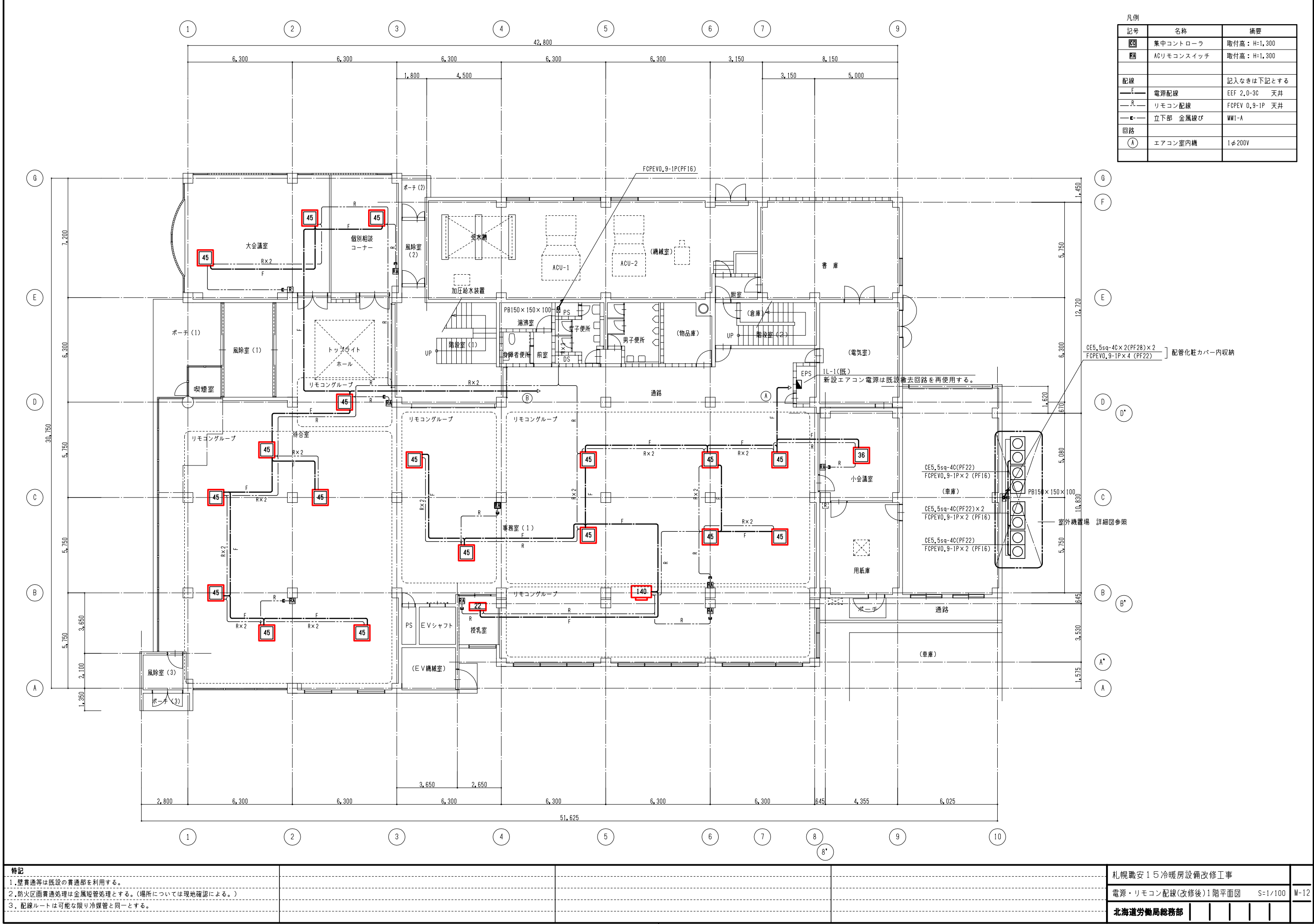
凡例		
記号	名称	摘要
—R—	新設冷媒用被覆銅管	記入なきは 6.4φ、12.7φ
—D—	新設ドレン管	記入なきは 25VP
----D----	既設ドレン管	記入なきは 25VP
---●---	配管接続(切断)	記入なきは 25VP

冷媒配管サイズ	
記号	名称
①	9.5φ、15.9φ
②	9.5φ、19.1φ
③	9.5φ、22.2φ
④	12.7φ、28.6φ
⑤	15.9φ、28.6φ
⑥	15.9φ、31.8φ
⑦	19.1φ、31.8φ
⑧	19.1φ、38.1φ



2階屋上冷媒管断面図

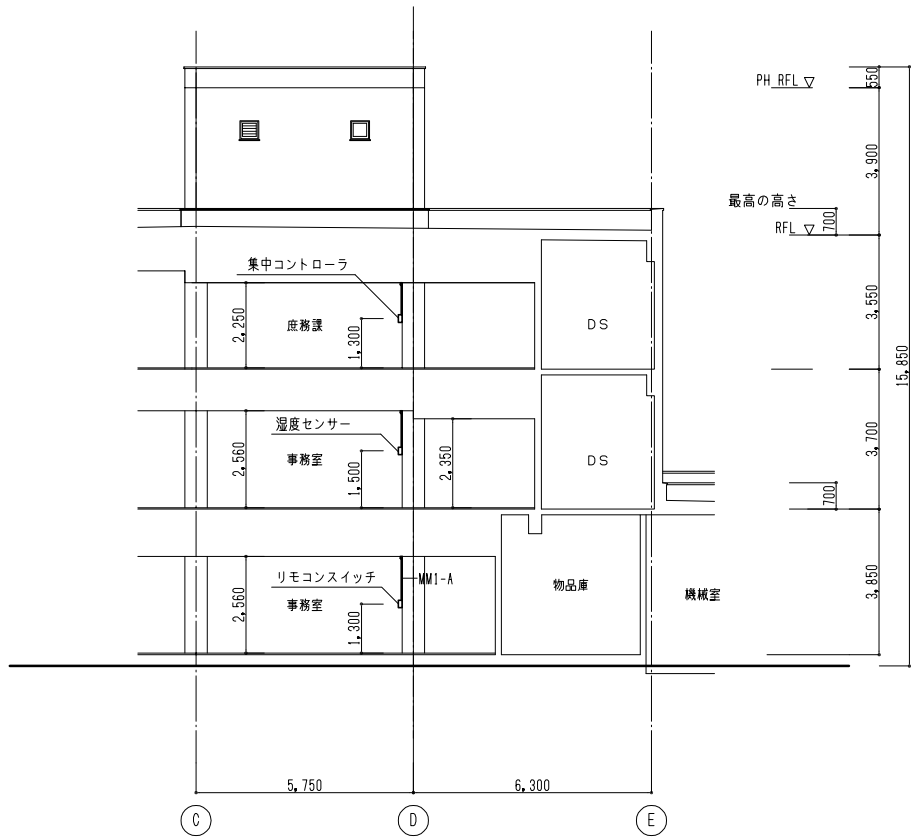
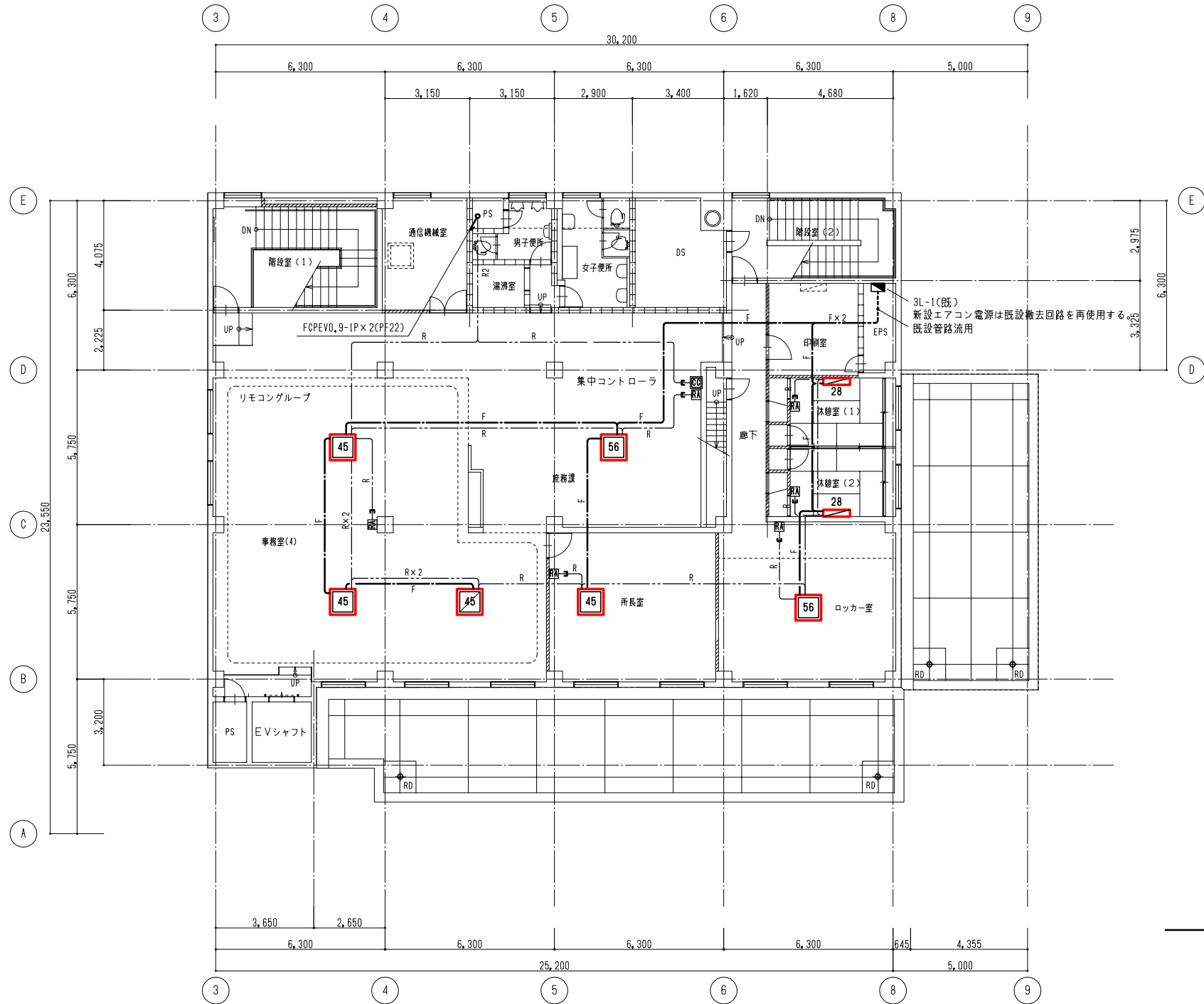
特記 1. 加湿器(別途)へのドレン管は本工事とする。(接続は加湿器工事)				札幌職安15冷暖房設備改修工事				
				冷媒・ドレン配管(改修後)3階平面図 S=1/100 M-11				
				北海道労働局総務部				



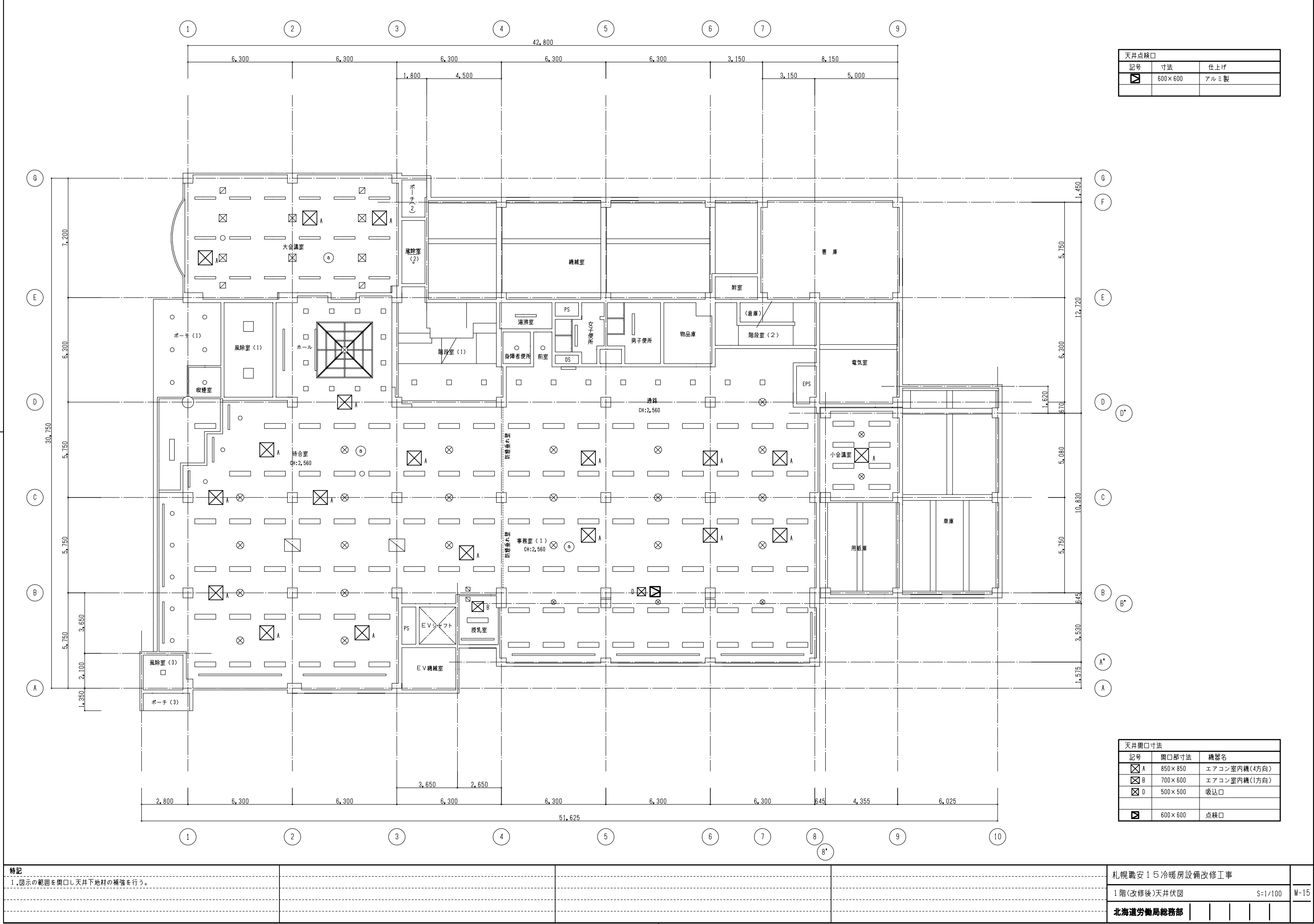
凡例		
記号	名称	摘要
	集中コントローラ	取付高：H=1,300
	ACリモコンスイッチ	取付高：H=1,300
配線		記入なきは下記とする
	電源配線	EEF 2.0-30 天井
	リモコン配線	FCPEV 0.9-1P 天井
	立下部 金属線び	WM1-A
回路		
	エアコン室内機	1φ200V

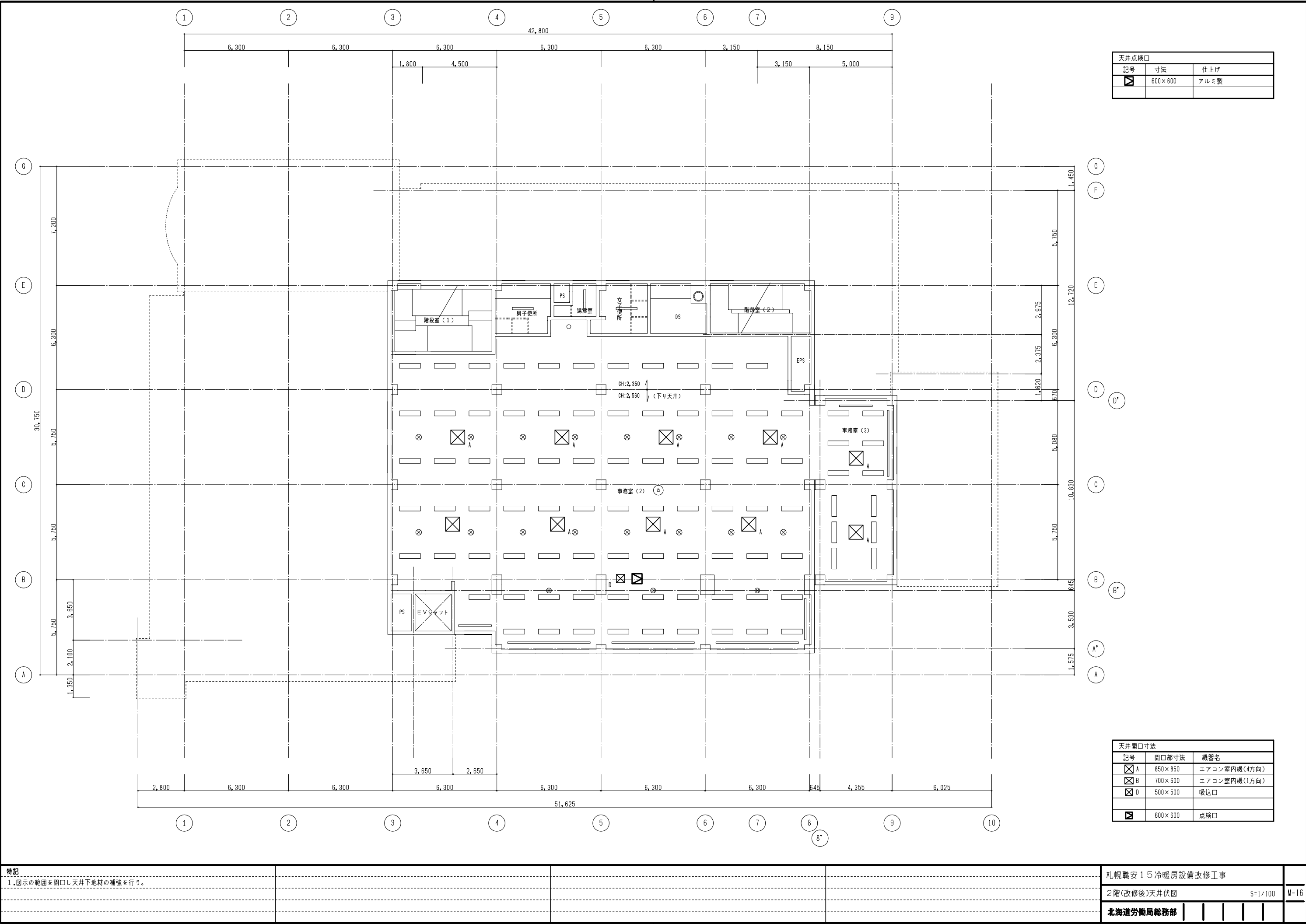
特記					札幌職安15冷暖房設備改修工事		
1. 壁貫通等は既設の貫通部を利用する。					電源・リモコン配線(改修後)1階平面図		M-12
2. 防火区画貫通処理は金属短管処理とする。(場所については現地確認による。)					S=1/100		
3. 配線ルートは可能な限り冷媒管と同一とする。					北海道労働局総務部		

凡例		
記号	名称	摘要
集中	集中コントローラ	取付高：H=1,300
リモコン	ACリモコンスイッチ	取付高：H=1,300
配線		記入なきは下記とする
F	電源配線	EEF 2.0-30 天井
R	リモコン配線	FCPEV 0.9-1P 天井
e	立下部 金属線び	WM1-A
回路		
A	エアコン室内機	1φ200V



特記 1. 壁貫通等は既設の貫通部を利用する。 2. 防火区画貫通処理は金属短管処理とする。(場所については現地確認による。) 3. 配線ルートは可能な限り冷媒管と同一とする。					札幌職安15冷暖房設備改修工事			
					電源・リモコン配線(改修後) 3階平面図 S=1/100 M-14			
					北海道労働局総務部			





天井点検口		
記号	寸法	仕上げ
☒	600×600	アルミ製

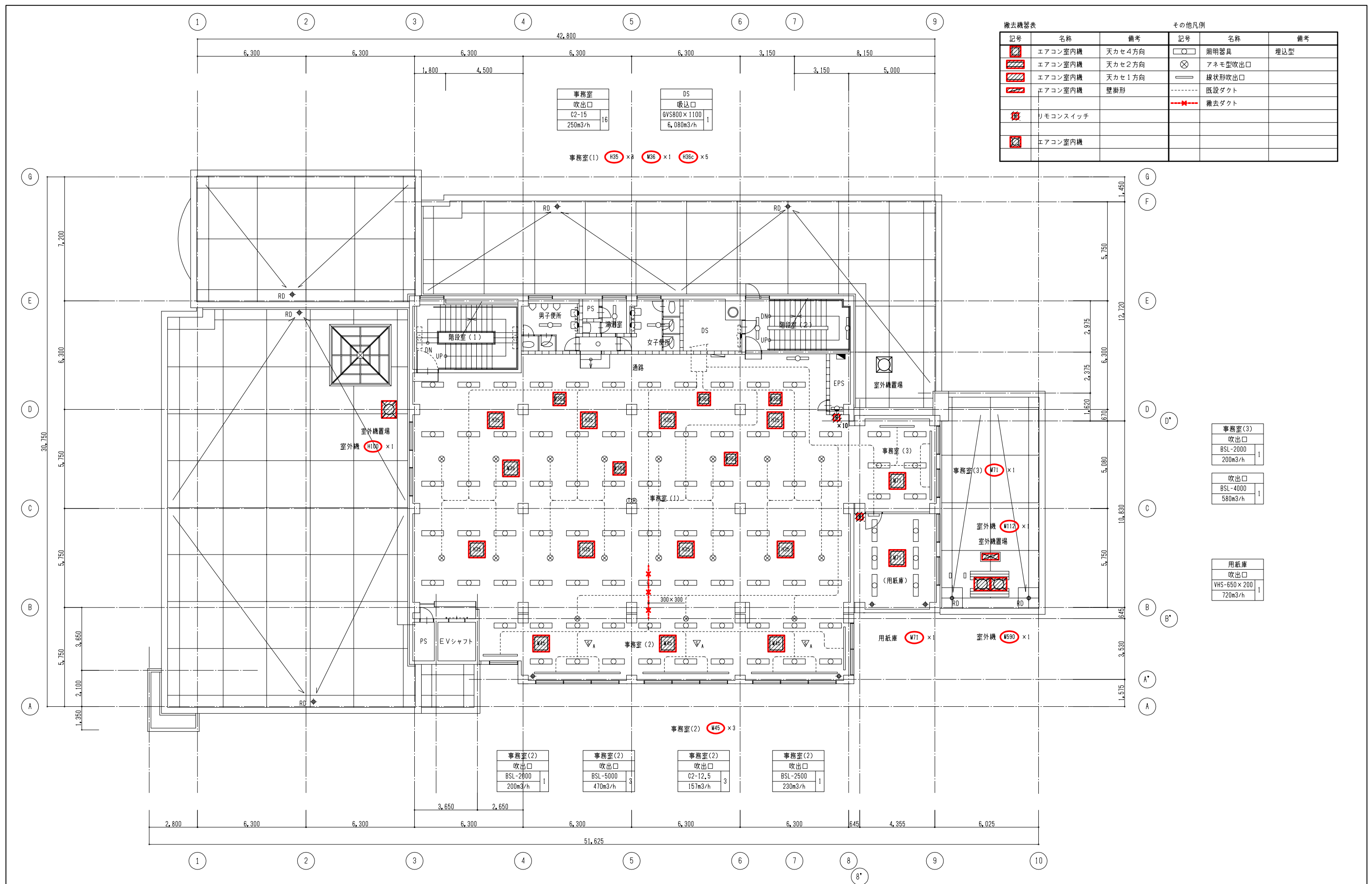
天井開口寸法		
記号	開口部寸法	機器名
☒ A	850×850	エアコン室内機(4方向)
☒ B	700×600	エアコン室内機(1方向)
☒ D	500×500	吸込口
☒	600×600	点検口

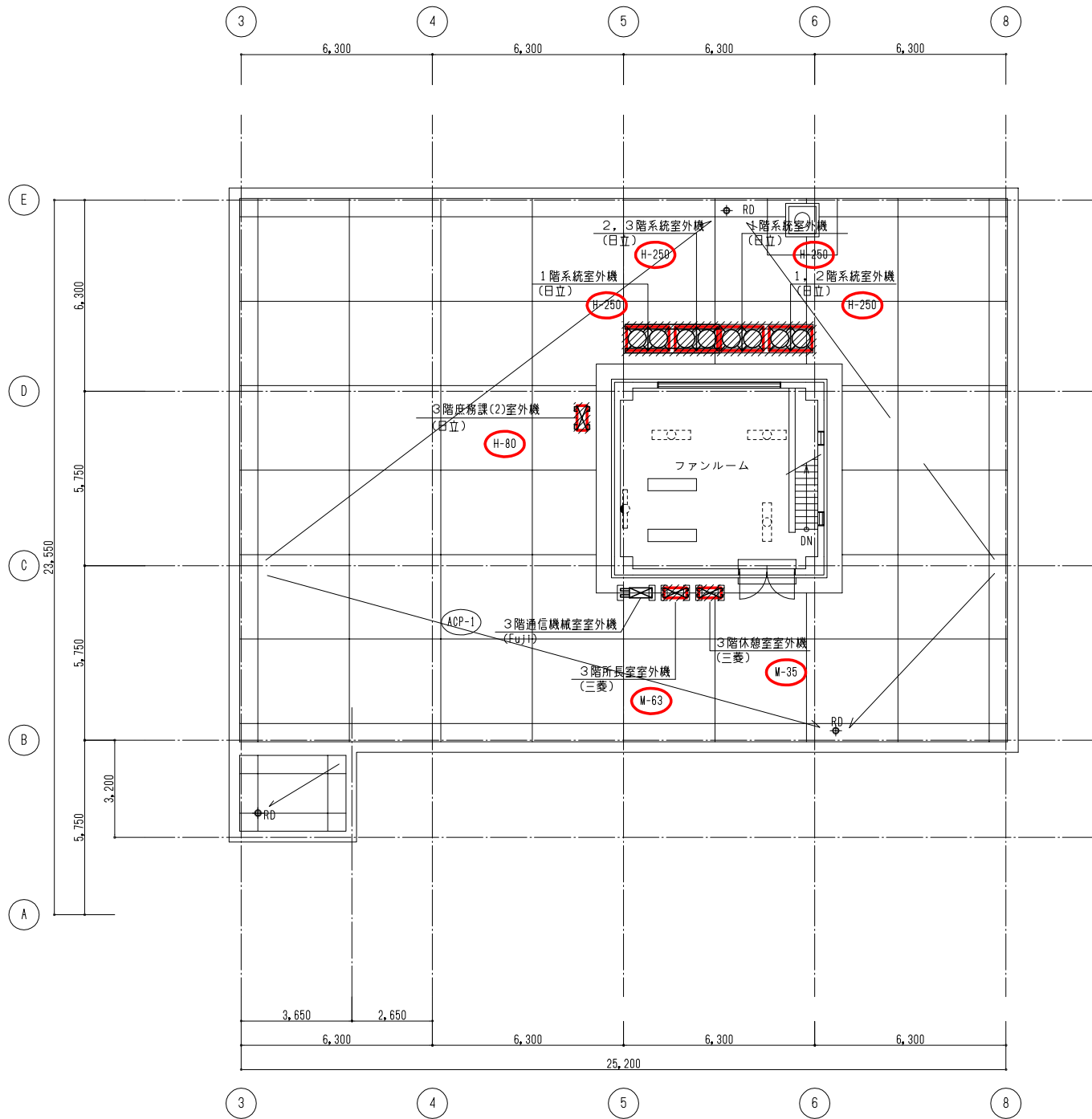
天井点検口		
記号	寸法	仕上げ
☒	600×600	アルミ製



天井開口寸法		
記号	開口部寸法	機器名
☒ A	850×850	エアコン室内機(4方向)
☒ B	700×600	エアコン室内機(1方向)
☒	600×600	点検口
○	100φ	非常照明

特記 1.図示の範囲を開口し天井下地材の補強を行う。					札幌職安15冷暖房設備改修工事	
					3階(改修後)天井伏図	S=1/100 M=17
					北海道労働局総務部	

[illegible]



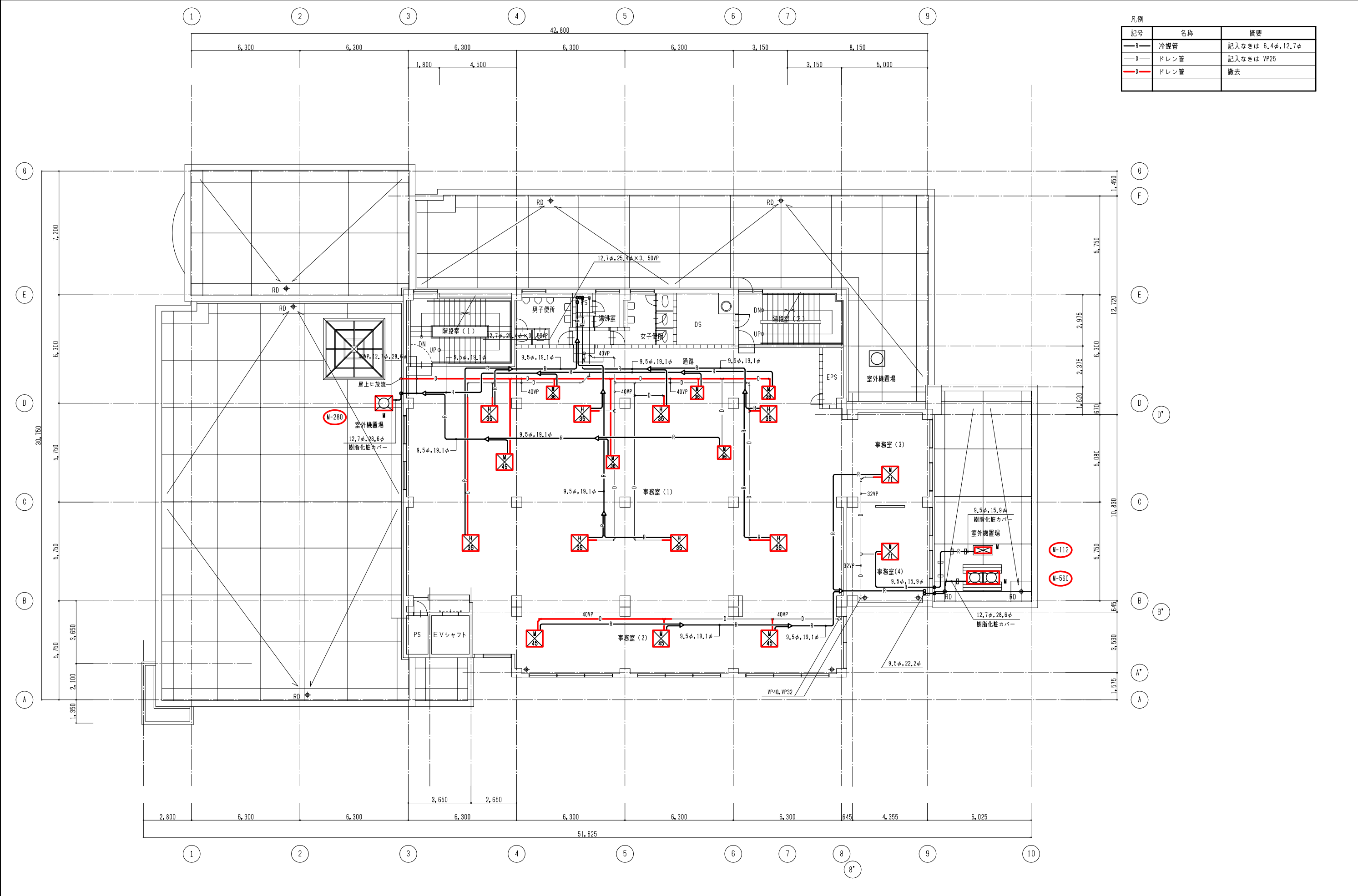
撤去 機器表

記号	機器名称	仕様等	数量	備考
H-250	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：25,000kcal/h 暖房能力：28,000kcal/h サイズ：1,400×785×1,550 質量：310kg	4	設置場所：塔屋屋上 基礎：H形鋼
H-80	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：7.1kW サイズ：820×398×690 質量：41kg	1	設置場所：塔屋屋上 基礎：H形鋼
M-63	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：5,600kcal/h サイズ：900×900×350 質量：69kg	1	設置場所：塔屋屋上 基礎：架台
M-35	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW サイズ：850×290×605 質量：43kg	1	設置場所：塔屋屋上 基礎：架台
M-580	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW サイズ：1,750×740×1,650 質量：350kg	1	設置場所：2階屋上 基礎：架台
M-112	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW サイズ：950×330×740 質量：64kg	1	設置場所：2階屋上 基礎：架台
M-280	空冷式パッケージエアコン	室外ユニット 冷房能力：28.0kW 暖房能力：31.5kW サイズ：990×840×1,720 質量：240kg	1	設置場所：2階屋上 基礎：架台、防雪フード共
H-35	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：3,550kcal/h 暖房能力：4,000kcal/h サイズ：820×820×300 質量：30kg	21	設置場所：1, 2, 3階事務室 化粧パネル付
H-40	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：4,000kcal/h 暖房能力：4,500kcal/h サイズ：820×820×300 質量：30kg	2	設置場所：1, 2階事務室 化粧パネル付
H-71	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：6,300kcal/h 暖房能力： サイズ：820×820×300 質量：32kg	1	設置場所：3階庶務課 化粧パネル付
H-100	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：9,000kcal/h 暖房能力： サイズ：1,140×820×350 質量：43kg	1	設置場所：会議室 化粧パネル付
M-36	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：3.6kW 暖房能力： サイズ：840×840×300 質量：30kg	2	設置場所：事務室 化粧パネル付
M-36C	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向(コンパクト形) 冷房能力：3.6kW 暖房能力： サイズ：660×660×310 質量：25kg	5	設置場所：事務室 化粧パネル付
M-45	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：4.5kW 暖房能力： サイズ：840×840×300 質量：30kg	3	設置場所：事務室 化粧パネル付
M-71	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形4方向 冷房能力：7.1kW 暖房能力： サイズ：840×840×300 質量：30kg	6	設置場所：事務室 化粧パネル付
M-22	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形1方向 冷房能力：2.2W 暖房能力： サイズ：812×395×230 質量：25kg	1	設置場所：授乳室 化粧パネル付
M-63	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 天井埋込カセット形1方向 冷房能力：5,600kcal/h 暖房能力： サイズ：1,110×724×245 質量：30kg	1	設置場所：所長室 化粧パネル付
M-35	空冷式パッケージエアコン	室内ユニット 壁掛形 冷房能力：3,150kcal/h 暖房能力：5,900kcal/h サイズ：1,220×220×360 質量：22kg	1	設置場所：休憩室

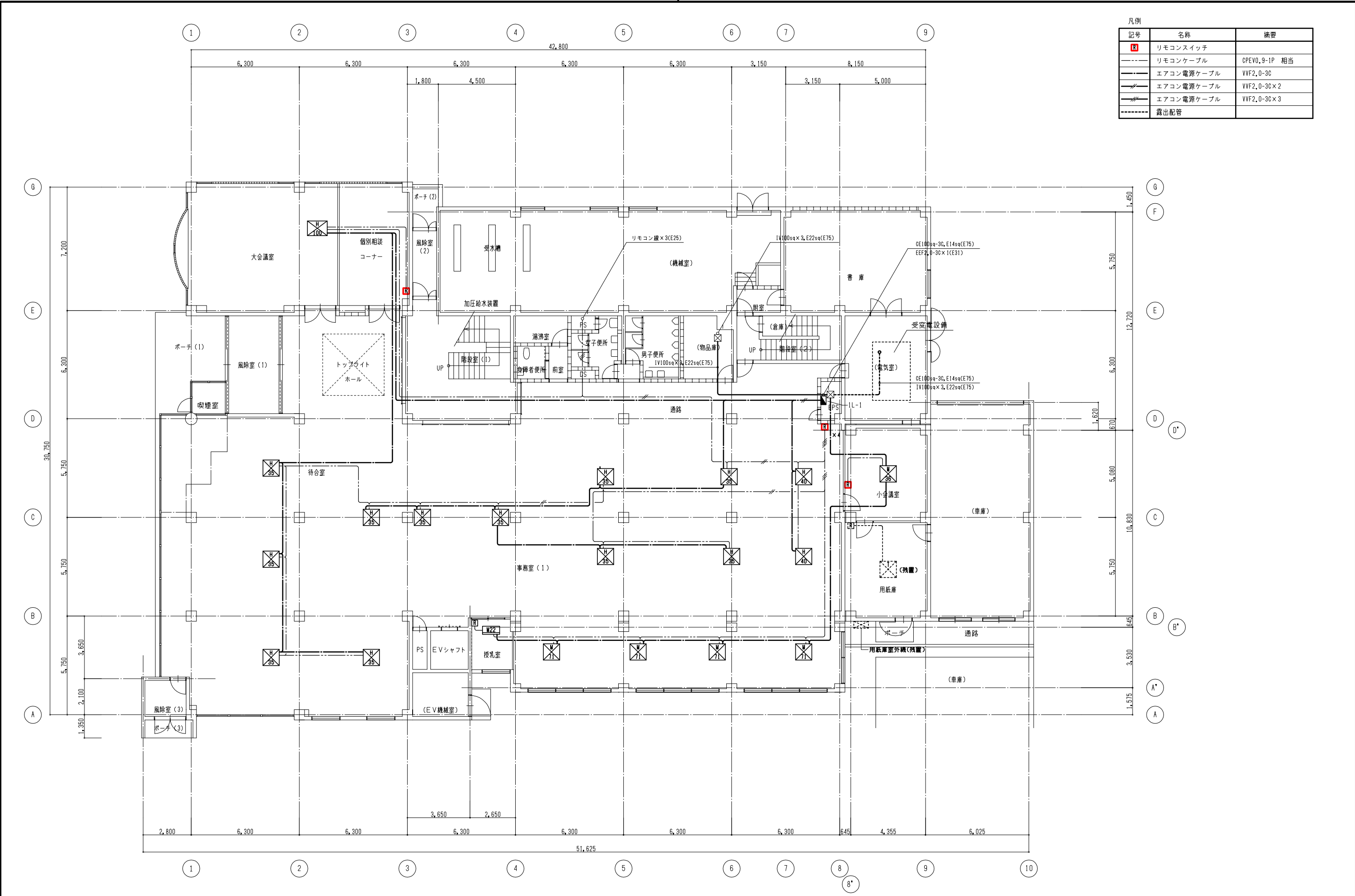
特記 1. 図示の機器及び付属品を撤去する。機器寸法および質量は概略を示す。 2. エアコンのフロンガスは回収・破壊処理を行う。					札幌職安15冷暖房設備改修工事	
					冷暖房機器(改修前)PH階平面図	S=1/100 M=21
					北海道労働局総務部	



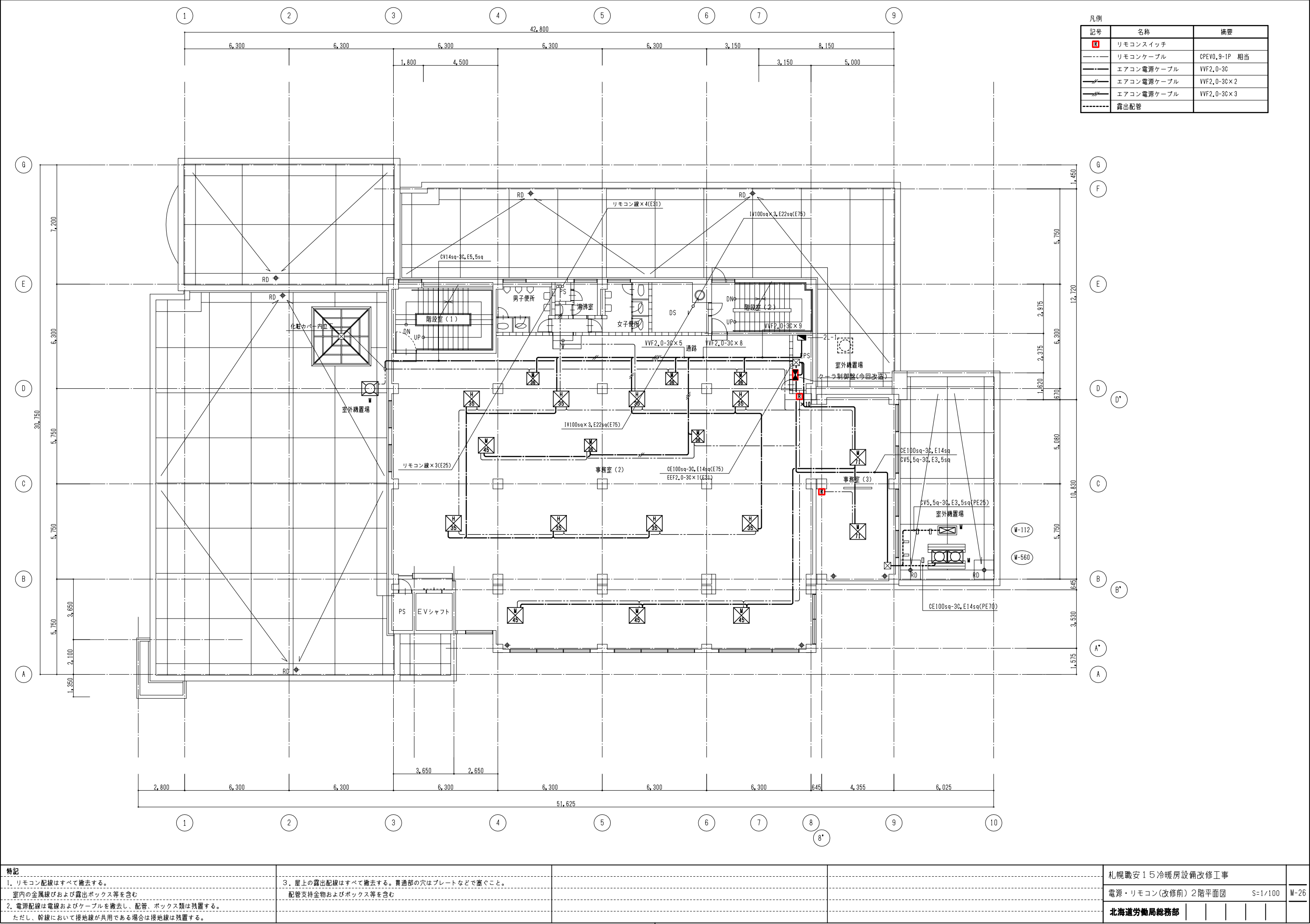
特記 1. 図示の冷媒管を撤去する。 2. ドレン管は図示の太線部分のみ撤去しそのほかは残置(再使用)する。					札幌職安15冷暖房設備改修工事	
					冷媒・ドレン配管(改修前)1階平面図 S=1/100	M-22
					北海道労働局総務部	



特記	1. 図示の冷媒管を撤去する。 2. ドレン管は図示の太線部分のみ撤去しそのほかは残置(再使用)する。 3. 室外機廻りの化粧カバー等はすべて撤去する。	4. 外壁貫通部の穴はプレートなどで塞ぐこと。	札幌職安15冷暖房設備改修工事				
			冷媒・ドレン配管(改修前) 2階平面図 S=1/100 M-23				
			北海道労働局総務部				

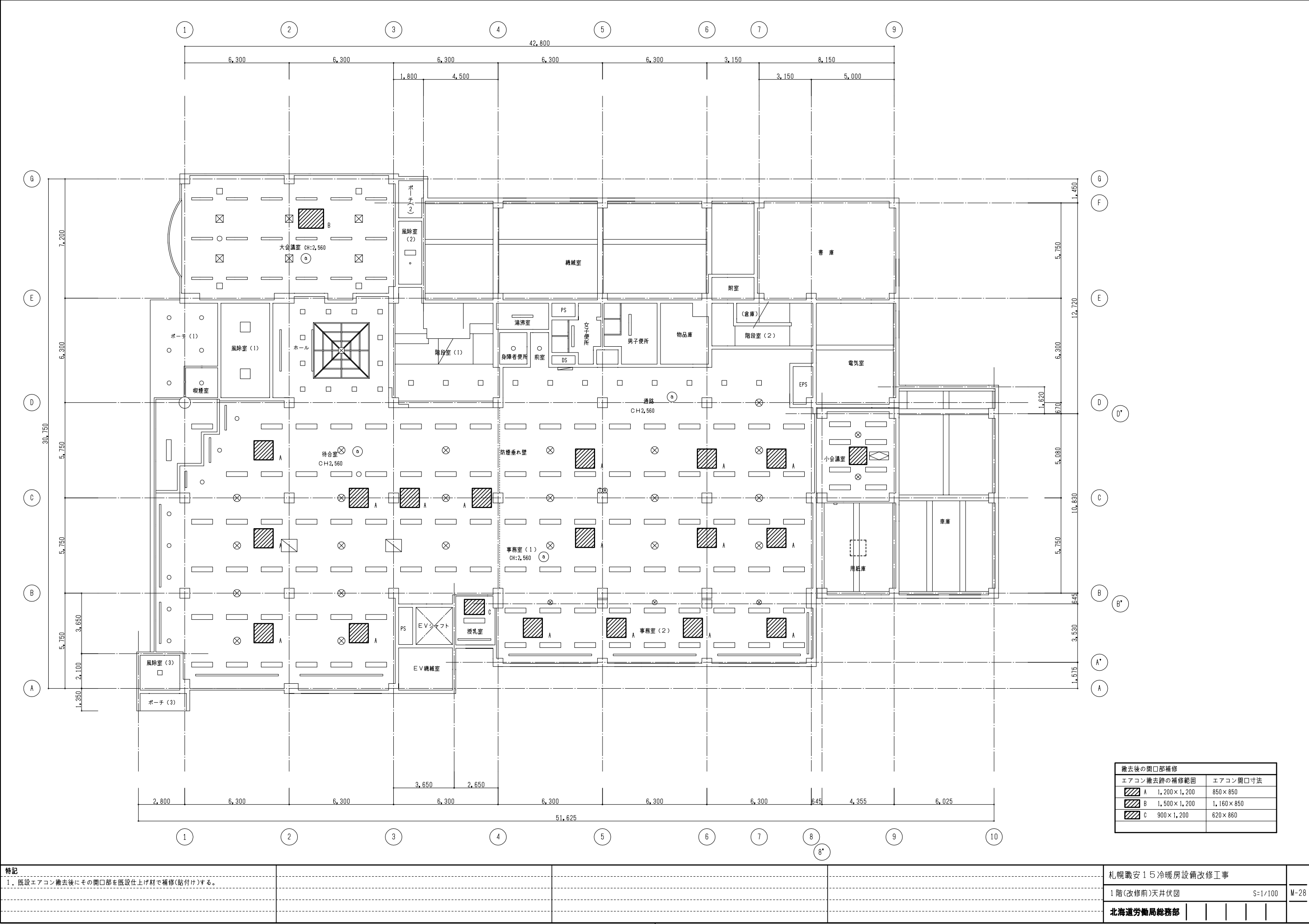


特記	札幌職安15冷暖房設備改修工事			
	電源・リモコン(改修前)1階平面図 S=1/100 M=25			
	北海道労働局総務部			

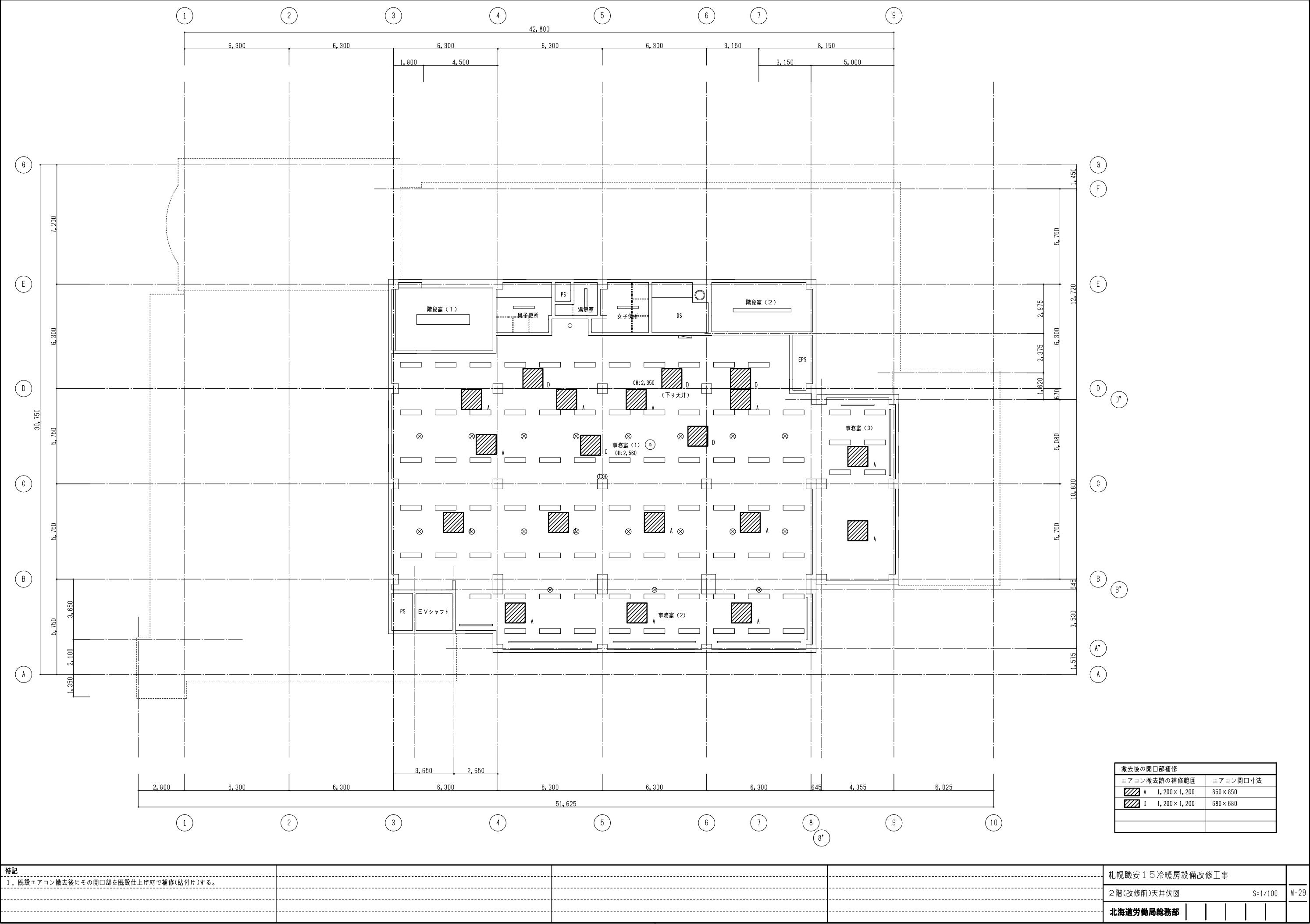


凡例		
記号	名称	摘要
	リモコンスイッチ	
	リモコンケーブル	CPEV0,9-1P 相当
	エアコン電源ケーブル	VVF2,0-3C
	エアコン電源ケーブル	VVF2,0-3C×2
	エアコン電源ケーブル	VVF2,0-3C×3
	露出配管	

特記 1. リモコン配線はすべて撤去する。 室内の金属線および露出ボックス等を含む 2. 電源配線は電線およびケーブルを撤去し、配管、ボックス類は残置する。 ただし、幹線において接地線が共用である場合は接地線は残置する。	3. 屋上の露出配線はすべて撤去する。貫通部の穴はプレートなどで塞ぐこと。 配管支持金物およびボックス等を含む			札幌職安15冷暖房設備改修工事					M-26
				電源・リモコン(改修前)2階平面図 S=1/100					
				北海道労働局総務部					



特記				札幌職安15冷暖房設備改修工事			
1. 既設エアコン撤去後にその開口部を既設仕上り材で補修(貼付け)する。				1階(改修前)天井伏図 S=1/100 M=28			
				北海道労働局総務部			



特記 1. 既設エアコン撤去後にその開口部を既設仕上材で補修(貼付け)する。					札幌職安 15 冷暖房設備改修工事			
					2 階(改修前)天井伏図		S=1/100	M=29
					北海道労働局総務部			



撤去後の開口部補修			
エアコン撤去跡の補修範囲		エアコン開口寸法	
	A 1,200×1,200	850×850	
	E 900×1,800	680×1,160	

特記 1. 既設エアコン撤去後にその開口部を既設仕上材で補修(貼付け)する。					札幌職安15冷暖房設備改修工事			
					3階(改修前)天井伏図 S=1/100 M=30			
					北海道労働局総務部			

建設工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 2015 年度 札幌職安冷暖房設備改修（機械設備その他）工事
- 2 工 事 場 所 札幌市中央区南 1 0 条西 1 4 丁目
- 3 工 期 自 平成 2 7 年 月 日
至 平成 2 8 年 2 月 2 8 日
- 4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
- 5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

2 再委託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再委託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細

図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者
- 三 専門技術者（建築業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対し

て、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が不当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検

査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ

ばならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次

条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発

注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\times (1 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をする

ことはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達すること

ができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者

に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第51条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
氏 名 支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

受注者 住 所
氏 名